

四日市市調達公告

下記の委託業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、四日市市契約施行規則（昭和39年四日市市規則第12号）第23条の規定に基づき公告する。

令和3年2月9日

四日市市長 森 智広

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 四日市市固定資産土地評価及び地番参考図修正業務委託
- (2) 業務場所 四日市市内一円
- (3) 業務概要 令和6年基準年度評価替えに向けて、市内の状況分析や価格の推移調査を行い、適正かつ均衡が保たれた固定資産評価を行うための基礎資料を作成する。
- (4) 委託期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

2 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 入札の公告の日において、四日市市入札参加資格者名簿（物品・業務委託）の「その他事務事業（不動産鑑定評価）」に登録されている者で、三重県内に本社（本店）または支店（営業所を含む。）を有する者（注1）
- (3) 平成13年度以降に元請として、人口15万人以上（注2）の普通地方公共団体または特別区が発注した「固定資産評価業務」及び「6万筆以上の画地計算業務」の両方を受託した実績を有する者（注3）
- (4) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001）の認証、またはそれに準じる認証を受けている者、及び一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）によるプライバシーマークの認定を受けている者
- (5) 本業務の主任技術者として、「不動産鑑定士」の有資格者を配置できる者
- (6) 地方公共団体情報システム機構の運用するLGWAN-ASPサービスの提供が行える者
- (7) 入札の公告の日から入札の日までの期間において、市から入札参加資格停止の措置を受けている期間がない者
- (8) 入札の公告の日から入札の日までの期間において、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）に基づく排除措置を受け

ている期間がない者

(9) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者

(10) その他関係法令、規則等に違反していない者

※（注 1）入札参加資格者名簿に登録されている所在地が三重県内であることを要件とする。

※（注 2）人口については、当該受託実績の契約締結日において、直近（直前）の国勢調査による人口が 15 万人以上であることを要件とする。

※（注 3）「固定資産評価業務」と「6 万筆以上の画地計算業務」については、それぞれ別契約も可とするが、両方の請負実績を有することを条件とする。

3 入札参加資格確認申請書受付

入札への参加希望者は、次の書類を郵送または直接持参により提出すること。

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書〔様式 1〕

(イ) 委託業務の実績書〔様式 2〕

(ウ) 証明書類

- ・上記（イ）の業務内容が確認できる「契約書（写）」及び「仕様書（写）」
- ・プライバシーマーク制度及び情報セキュリティマネジメントシステムの登録証の写し
- ・配置予定の技術者（主任技術者）にかかる資格を証する書類及び直接的かつ恒常的（3 か月以上）な雇用関係を証明する書類の写し等

受付期間：令和 3 年 3 月 4 日（木）午後 3 時まで（郵送の場合は必着とする。）

提出場所：〒510-8601 四日市市諏訪町 1 番 5 号

四日市市役所 5 階 総務部調達契約課

仕様書に対する質問は、令和 3 年 3 月 4 日（木）午後 3 時までに書面により申し出ることができる。なお、回答は令和 3 年 3 月 5 日（金）以降、同場所及び四日市市ホームページ入札情報において供覧する。

4 入札参加資格の審査結果通知等

ア 参加資格がないと認められた者は、令和 3 年 3 月 5 日（金）に電話により連絡する。参加資格のある者には連絡しない。

イ なお、参加資格がないと認められた者は、令和 3 年 3 月 8 日（月）までに書面に

より理由の説明を求めることができる。

ウ 上記イの規定により求められた説明については、令和3年3月9日（火）までに書面で回答する。

5 現場説明会

本業務に係る現場説明会は行わない。

6 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

7 入札の執行

日時：令和3年3月15日（月） 午後2時00分

場所：四日市市役所 5階 第一入札室

8 入札条件

様式：入札書（市指定様式）

記載条件：① 入札額には、令和3年度から令和6年度までの3カ年の**総額**を記載すること。

② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

その他：**落札者は、落札後速やかに各年度の内訳明細書を提出すること。**

9 入札の無効

次の各号に掲げる入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者又は虚偽の申請を行った者のした入札。

(2) 入札保証金を要する入札に際して、所定の日時まで所定の入札保証金を納付しないものした入札。

(3) 同一事項に対し入札者及びその代理人がともに入札したとき若しくは1人で同一事項に対し金額の異なった2以上の入札をしたとき。

- (4) 金額、氏名その他入札に関する要件を確認し難いとき、又は押印のない入札。
- (5) 入札者が協定して行った入札。
- (6) 入札に際して不正の行為があった入札。
- (7) 誤字又は脱字等により意思表示が不明瞭である入札。
- (8) 金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札及び入札の日付を誤り、又はその記載のない入札。
- (9) 再度の入札の入札書に、それまでの最低入札金額と同額以上の金額が記載された入札。
- (10) 前各号に定めるもののほか、あらかじめ指示した条件に違反した入札。

1 0 予定価格

本業務委託の予定価格の事前公表は行わない。

1 1 最低制限価格

本業務委託に係る最低制限価格は設けない。

1 2 その他

談合情報があったときは、入札を中止するか、又は入札の直前にくじを行い、入札に参加できる者の数を減ずることがある。